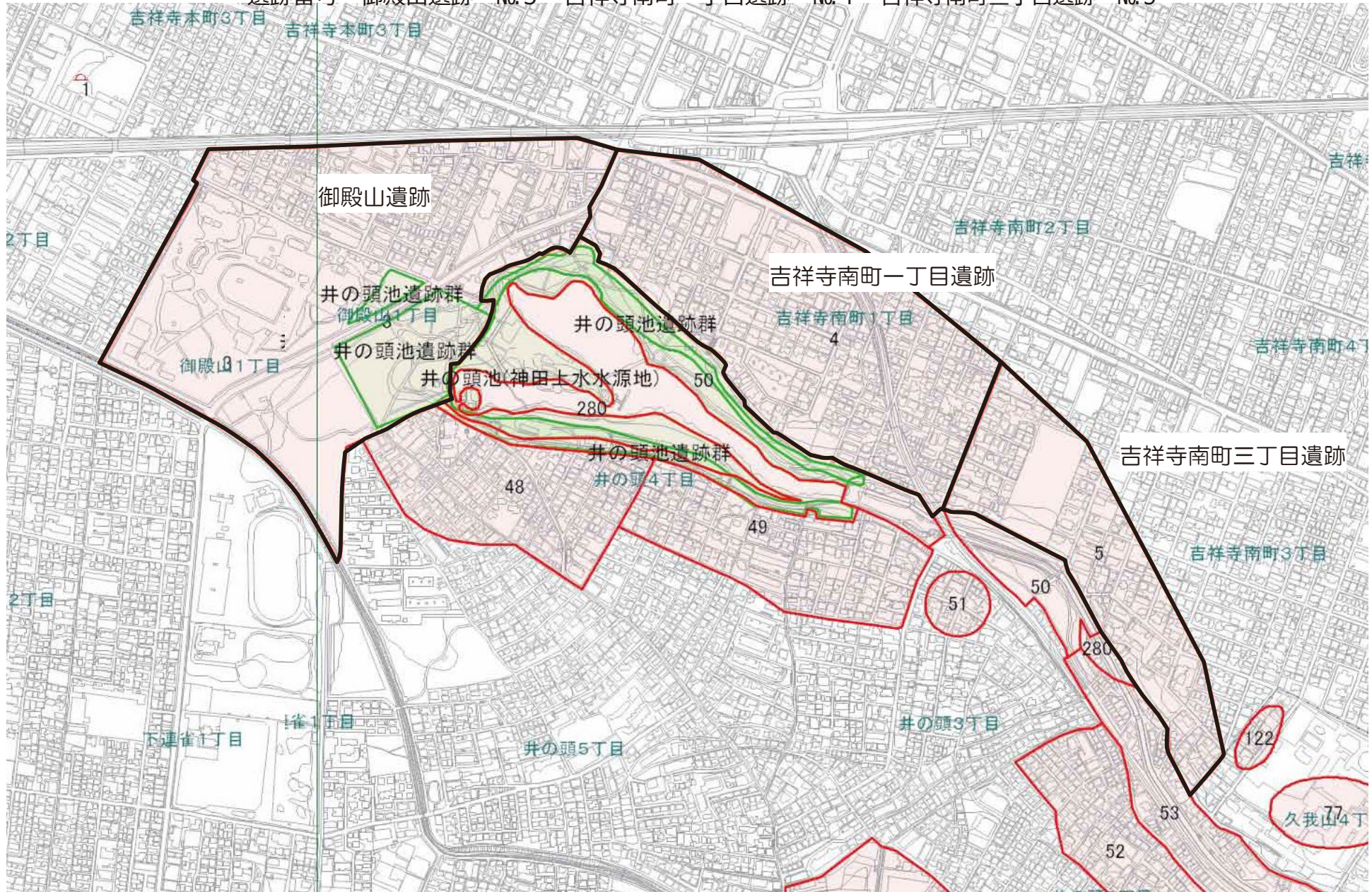


埋蔵文化財保護の手引き

武蔵野市教育委員会

吉祥寺本町3丁目 吉祥寺本町3丁目



武蔵野市埋蔵文化財包蔵地

目次

武蔵野市の埋蔵文化財包蔵地

目次

I	埋蔵文化財について	1
1	埋蔵文化財とは	1
2	埋蔵文化財保護の必要性	1
II	埋蔵文化財の取扱い	2
1	埋蔵文化財包蔵地内で、建築・土木工事などを行うとき	2
(1)	照会・事前相談	2
(2)	埋蔵文化財発掘の届出の提出	2
	埋蔵文化財発掘の届出提出書類一覧	3
(3)	東京都教育委員会からの回答、市教育委員会との事前協議	4
(4)	立会調査	4
(5)	慎重工事	4
(6)	試掘調査	5
	ア 試掘調査の実施	
	イ 試掘調査の費用負担	
	ウ 試掘調査の結果	
(7)	発掘調査（本調査）	5
	ア 発掘調査の実施	
	イ 発掘調査の期間	
	ウ 発掘調査の費用負担	
	エ 発掘調査後の処理と出土品の帰属	
2	埋蔵文化財包蔵地外で、建築・土木工事などを行うとき	6
(1)	工事中に埋蔵文化財を発見した場合	6
(2)	埋蔵文化財包蔵地範囲確認調査	6
3	必要な手続きと流れ	7
III	関係法規	8
IV	届出書様式	
V	届出書記入例	
VI	工事概要書	
VII	提出書類チェックシート	
VIII	委任状	

I 埋蔵文化財について

1 埋蔵文化財とは

埋蔵文化財とは、地中に埋もれている私たち祖先の生活の跡(文化の財産)であり、それを包蔵している土地のことを**周知の埋蔵文化財包蔵地(遺跡)**と呼びます。遺跡は、人の手により掘られた住居や溝などの生活の痕跡である**遺構**と、土器や石器などの**遺物**からなります。武蔵野市の遺跡の種類には、旧石器時代の礫群、縄文時代の集落跡、平安時代の住居や須恵器、歴史時代の溝(平安時代以降)など様々なものがあり、いずれも過去の人々が残した知恵や創造がぎっしりと詰まっています。

こうした遺跡が武蔵野市内では、井の頭池の北側に集中しています。**井の頭池遺跡群**と呼ばれ、御殿山1丁目、吉祥寺南町1丁目・3丁目の一部が、埋蔵文化財包蔵地となっています。(※この範囲は 2025年10月現在における推定範囲であり、今後の分布調査や範囲確認調査によって変更が予想されます。)

現在の私たちの足元に眠っている遺跡は、武蔵野に住んでいた祖先のあゆみを現代に伝えることができる大切な財産です。

2 埋蔵文化財の保護の必要性

地下にある埋蔵文化財は、開発行為などの土木工事で一度破壊されると二度と復元することはできません。大切な文化財が失われるのを防ぐために、我が国では昭和 25 年に文化財保護法が制定され、文化財は国民的財産であり、国民は文化財の保護・活用に誠実に協力しなければならないと規定されました。遺跡についても一定の保護を図るための規定が設けられています。

武蔵野市教育委員会では、埋蔵文化財包蔵地での開発は極力現状保存をお願いしています。開発の際には、土木工事に伴う事前協議を事業者(施主)と行い、埋蔵文化財の保存に対してご理解をいただいた上で今後の対応を決定します。その方法としては開発の中止、地下を深く掘らないよう設計変更する、などがあります。やむをえず開発により埋蔵文化財の破壊が予想される場合は、住宅やマンションなどの建設をする事業主(施主)などに埋蔵文化財の保護のために必要な指導を行い、協力を求め、その保護に取り組んできました。武蔵野市ではこれまで560 件程の調査を行っています(2025年10月現在)。

今後も市民の方々と事業主(施主)には埋蔵文化財の保護についてのご理解とご協力をお願いします。

Ⅱ 埋蔵文化財の取扱い

1 埋蔵文化財包蔵地内で、建築・土木工事などを行うとき

(1) 照会・事前相談

市内で建築・土木工事等を計画している方は、できるだけ早い段階に、開発予定地が周知の埋蔵文化財包蔵地に該当するかどうかを市教育委員会武蔵野市立武蔵野ふるさと歴史館に照会・確認してください。

照会は、武蔵野ふるさと歴史館窓口、電話、ファクシミリ等でお受けいたします。埋蔵文化財包蔵地に該当するかどうかは、遺跡地図を照合の上回答いたします。

埋蔵文化財包蔵地の詳細に関しては、東京都遺跡地図情報インターネット提供サービスをご利用ください。

「東京都遺跡地図情報インターネット提供サービス」

<http://tokyo-iseki.jp/>

照会・事前相談窓口

武蔵野市教育委員会武蔵野市立武蔵野ふるさと歴史館 文化財担当

〒180-0022 東京都武蔵野市境5-15-5

電話 0422-53-1811 FAX 0422-52-1604

※担当職員が調査等で不在の場合があります。来館の際は、事前にご連絡ください。
※金曜・祝日休館

(2) 埋蔵文化財発掘の届出の提出

建築・土木工事などを予定している敷地の全部、または一部が埋蔵文化財包蔵地の範囲内に入る場合には、工事着手の60日前までに、埋蔵文化財発掘の届出を武蔵野市教育委員会を經由して東京都教育委員会教育長宛に提出しなければなりません(文化財保護法第93条第1項)。

所定の届出書類と添付資料を武蔵野ふるさと歴史館窓口まで直接提出してください。届出に必要な書類は、武蔵野市のホームページからダウンロードできます。事前に武蔵野市立武蔵野ふるさと歴史館に電話連絡のうえ、文化財担当と日程調整をしていただき、ご来館ください。

武蔵野市ホームページ (<http://www.city.musashino.lg.jp/index.html>)

トップページ > 平和・文化・スポーツ > 武蔵野ふるさと歴史館について > 文化財保護・普及事業 > 埋蔵文化財

埋蔵文化財発掘の届出提出書類一覧			
提出書類		書式	あて先
正・副 2部	1 埋蔵文化財発掘の届出（様式2・別記）	①	東京都 教育委員会 教育長宛
	2 承諾書（2種類）	②－1	
	-1 土地所有者の承諾書 -2 事業の承諾及び発掘調査における出土品の 権利放棄についての承諾書	②－2	
	3 添付図面3点（案内図・平面図・断面図） ※すべてA4判	－	
1部	4 埋蔵文化財発掘の届出	③	武蔵野市 教育委員会 教育長宛
	5 埋蔵文化財発掘調査についての承諾書	④	
工事概要書（1部）		⑤	
提出書類チェックシート（1部）		⑥	
委任状（1部）		⑦	

※届出者及び通知者のところに捺印してください。

※2の承諾書については、申請者と土地所有者が同一の場合は、②－1の土地所有者の承諾書は必要ありません。申請者、土地所有者が複数名いる場合は全員の住所・氏名の記入及び捺印をしてください。

※案内図…住宅地図等に事業地の位置を明示してください。

※平面図…開発及び建設事業の平面図で掘削範囲や規模がわかる図面。基礎や給排水管の配置、地盤改良を行う場合は位置がわかる図面。

※断面図…基礎伏図、掘削深度が分かる図面。設計G L、基礎や給排水管の深さ、改良の深度がわかる図面。

※図面は、塀やガレージ等の外構図も含みます。

※図面は全てA4判でお願いいたします。A3片袖折等不可。

※委任状は手続きを代理人が行う場合に提出してください。

※原則として、事業ごとに届出を提出してください。建設工事に付帯する設備工事は内容を区分明記して、本体工事にまとめて1件にしてください。

(3) 東京都教育委員会からの回答、市教育委員会との事前協議

(2)の埋蔵文化財発掘届に対して、東京都教育委員会から文化財保護法第 93 条第 2 項に基づく指示を受け、埋蔵文化財の具体的な対応について協議をします。東京都教育委員会からの回答には次のようなケースがあります。

- ①開発の中止(全面現状保存)
- ②建築の設計変更など、開発計画の一部変更
- ③市教育委員会と協議して、事前調査(試掘)の実施
- ④工事の際の立ち会い

本来は東京都教育委員会からの通知を受けて市教育委員会と協議しますが、都教育委員会からの通知は一定の日時を要しますので、(2)の埋蔵文化財発掘届提出後、すみやかに市教育委員会と協議します。

なお、東京都教育委員会からの正式な通知書は、原則として事業主(施主)に対して都から直接郵送されます。

(4) 立会い調査

次のような場合、遺跡の有無を確認するために掘削工事の際に市教育委員会が立会います。

- ①建設・工事の計画内容により、掘削深度が浅いなど遺物包含層を傷つけない可能性が高い場合。
- ②試掘調査終了後の建設・工事の掘削作業時など。
- ③建設予定地が既存建物などと重複し、すでに行われた工事の範囲内で施工が行われる場合。

この調査の結果、重要な遺構や多量の遺物が発見されたり、遺跡の存在が確認された場合には、埋蔵文化財保護のための協議を行います。建設・土木工事の着手後に遺跡が発見されると、その後の調査ならびに工事日程などの調整が困難になることが予想されますので、事前の立会い、または試掘調査にご協力ください。

(5) 慎重工事

計画予定で、過去に発掘調査(掘削の範囲・深度が同じ場合)が行われていたり、すでに削平されていたりするなど、埋蔵文化財がすでに消失している可能性が高い場合は、職員の立会等はありません。埋蔵文化財包蔵地内での工事ということを念頭に、慎重に工事を実施していただきます。なお、工事中に遺構・遺物が発見された場合は、直ちに武蔵野ふるさと歴史館に連絡してください。

(6) 試掘調査

計画予定地に埋蔵文化財が存在するか、あるいは建築・土木工事により埋蔵文化財が破壊されてしまうかどうかを工事前に調査します。

ア 試掘調査の実施

建築・土木工事等を予定している敷地が埋蔵文化財包蔵地内である場合、試掘調査は文化財保護法第 93 条に基づく指示を受けた後に、市教育委員会が行います。

イ 試掘調査の費用負担

試掘調査の費用は、大規模開発等を除いて原則公費負担です。年度末で調査費用が不足しているなど、予算執行の都合上、次年度に試掘調査を延期する場合があります。このような場合でも、事業者が調査費用を負担いただける場合は、調査期日について、事業者の都合に合わせることは可能です。公的機関が申請者の場合は、公的機関に費用をご負担いただきます。

ウ 試掘調査の結果

試掘調査の結果、埋蔵文化財の存在が確認され、予定されている建築・土木工事が埋蔵文化財に影響を与える恐れがある場合には、敷地内の埋蔵文化財保護のために協議を行います。

この調査で、敷地内に埋蔵文化財が存在しないことが判明すれば、事業者は計画に着手できます。

(7) 発掘調査（本調査）

ア 発掘調査の実施

事前の試掘調査の結果、埋蔵文化財が確認され、本格的な発掘調査の必要が認められたときに実施します。これは建築・土木工事などによりやむをえず埋蔵文化財を破壊しなければならないとき、破壊されてしまう埋蔵文化財を発掘し、写真や図面に記録し後世に残す資料とするための、「記録による保存」です。

事業者と調査組織の間で契約が成立した段階で、埋蔵文化財発掘の届出を都教育委員会あてに提出します(文化財保護法第 92 条)。

イ 発掘調査の期間

発掘調査は現地での調査と、それを整理して調査の結果を報告書にまとめる作業(整理作業)からなっています。現地での発掘調査は基本的に人力による手作業のため適切な期間の確保をお願いします(文化財保護法第 96 条)。調査期間は建築・土木工事等の計画面積や深さ、遺跡の密度等により異なります。

ウ 発掘調査の費用負担

発掘調査に対する費用負担は、原則として原因者(開発事業者)に負担していただきます(文化財保護法第 99 条・第 196 条・第 197 条・第 198 条)。発掘調査にかかる費用は、現地作業費、調査終了後の整理作業費、報告書印刷費などです。

ただし、届出者が個人で、個人専用住宅の工事にかかわる発掘調査について

は、公費負担です。

Ⅱ 発掘調査後の処理と出土品の帰属

発掘調査終了後、調査の記録や出土品の整理作業を継続して行ないます。出土遺物・図面・写真などを整理し、資料化を行い、報告書を作成します。全資料は保管・活用のため分類して武蔵野市教育委員会で保管します。

なお、発掘調査により出土した土器・石器などの遺物は、文化財保護法により文化財として取り扱われ、その所有権は東京都教育委員会に帰属します。

届出を提出する際、書式②－２の承諾書の中で土地所有者の遺物についての権利放棄の承諾をお願いしています。埋蔵文化財は国民の財産であるため、承諾についてのご協力をお願いします。

2 埋蔵文化財包蔵地外で、建築・土木工事などを行うとき

埋蔵文化財包蔵地外で建築・土木工事などを行うときは、文化財保護法に基づく届出を行う必要はありません。しかし、工事に着工した後で遺跡が発見された場合は届出が必要です。

(1) 工事中に埋蔵文化財を発見した場合

埋蔵文化財包蔵地外でも、工事中に遺跡を発見したときは、その現状を変更せずに遅滞なく、遺跡発見届を市教育委員会、都教育委員会に提出しなければなりません(文化財保護法第 96 条第 1 項)。この届出を怠るか、または虚偽の申し出をした場合には処罰の対象となります(文化財保護法第 203 条)。

都教育委員会は、届出の有無にかかわらず、その遺跡が重要であり発掘調査を行う必要があると認めるときは、工事の中止・停止等の命令を出すことができます(文化財保護法第 96 条第 2 項)。この命令に従わなかった場合には、処罰の対象となります(文化財保護法第 197 条)。

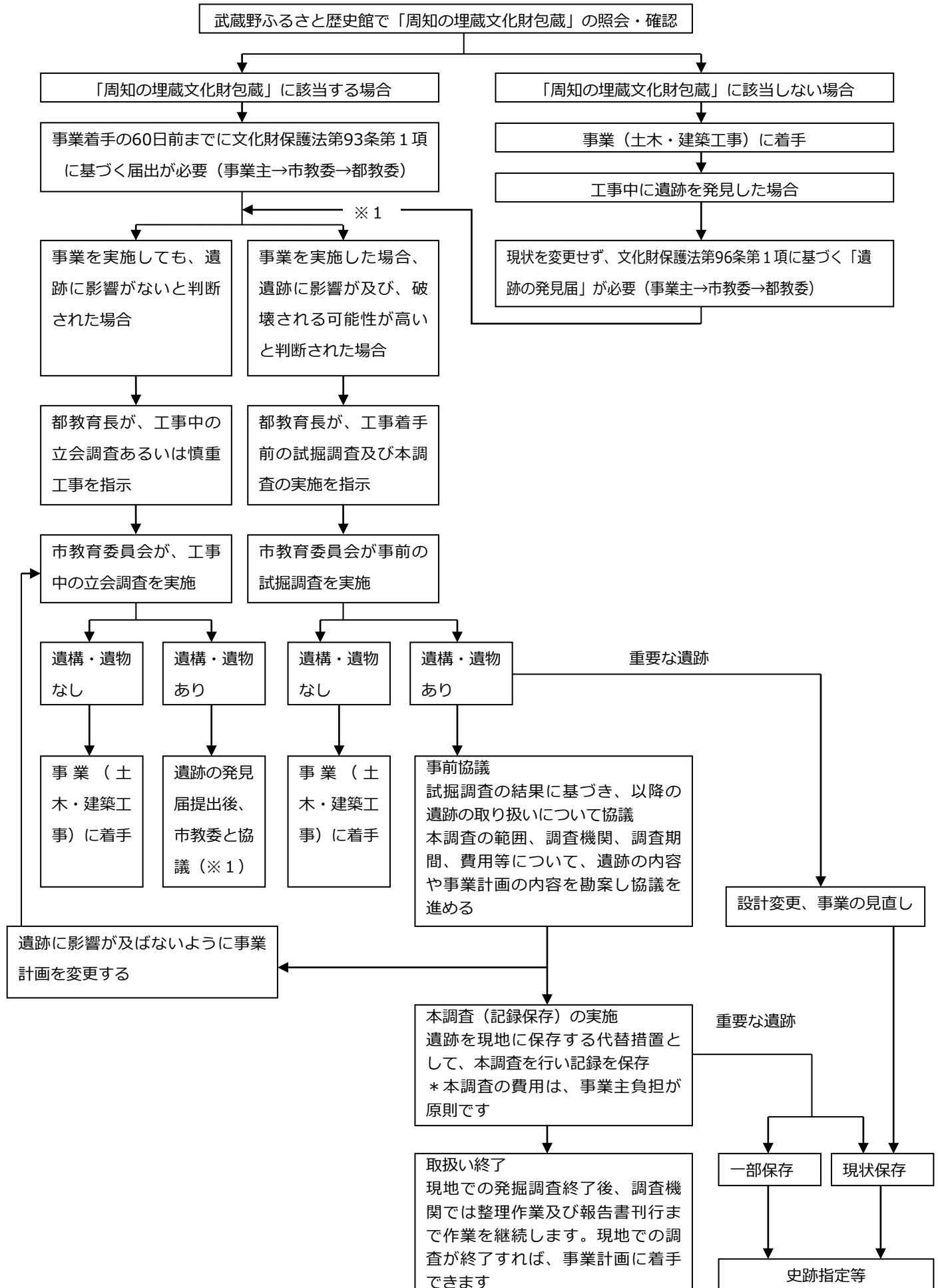
(2) 埋蔵文化財包蔵地範囲確認調査

現在の埋蔵文化財包蔵地は推定範囲です。現在は埋蔵文化財包蔵地ではない場所であっても、地理的に見て遺跡の存在が予想される場所や、遺跡に近接している場所、最近の調査結果から遺跡の広がりが見込まれる場所での建築・土木工事において、立会いや試掘調査をお願いすることがあります。

この調査の結果、重要な遺構や多量の遺物が発見されて、遺跡の存在が確認された場合には、埋蔵文化財包蔵地内で建築・土木工事を行う場合と同じように、埋蔵文化財保護のための協議を行います。

建設・土木工事の着手後に遺跡が発見されると、その後の調査ならびに工事日程などの調整が困難になることが予想されますので、事前の立会い、または試掘調査にご協力ください。

3 必要な手続きと流れ



Ⅲ 関係法規

文化財保護法(抜粋)

第1章 総則

(この法律の目的)

第1条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

(政府及び地方公共団体の任務)

第3条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

(国民、所有者等の心構)

第4条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

第6章 埋蔵文化財

(調査のための発掘に関する届出、指示及び命令)

第92条 土地に埋蔵されている文化財(以下「埋蔵文化財」という。)について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文化省令の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の30日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部省令の定める場合は、この限りでない。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提示を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

(土木工事等のための発掘に関する届出及び指示)

第93条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地(以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。)を発掘しようとする場合には、前条第1項の規定を準用する。この場合において、同項中「30日前」とあるのは、「60日前」と読み替えるものとする。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第1項の届出に係る発掘に関し必要な事項を指示することができる。

(遺跡の発見に関する届出、停止命令等)

第 96 条 土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝塚、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第 92 条第 1 項〔調査のための発掘に関する届出、指示及び命令〕の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部省令の定める事項を記載した書面をもつて、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

- 2 文化庁長官は、前項の届出があつた場合において、当該届出に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、その土地の所有者又は占有者に対し、期間及び区域を定めて、その現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止を命ずることができる。ただし、その期間は、3 箇月を超えることができない。
- 3 文化庁長官は、前項の命令をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。
- 4 第 2 項の命令は、第 1 項の届出があつた日から起算して 1 箇月以内にしなければならない。
- 5 第 2 項の場合において、同項の期間内に調査が完了せず、引き続き調査を行う必要があるときは、文化庁長官は、一回に限り、当該命令に係る区域の全部又は一部について、その期間を延長することができる。ただし、当該命令の期間が、同項の期間と通算して 6 箇月を超えることとなつてはいけな
- 6 第 2 項及び前項の期間を計算する場合においては、第 1 項の届出があつた日から起算して第 2 項の命令を発した日までの期間が含まれるものとする。
- 7 文化庁長官は、第 1 項の届出がなされなかつた場合においても、第 2 項及び第 5 項に規定する措置を執ることができる。
- 8 文化庁長官は、第 2 項の措置を執つた場合を除き、第 1 項の届出がなされた場合には、当該遺跡の保護上必要な指示をすることができる。前項の規定により第 2 項の措置を執つた場合を除き、第 1 項の届出がなされなかつたときも、同様とする。
- 9 第 2 項の命令によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 10 前項の場合には、第 41 条第 2 項から第 4 項〔損失補償額の決定・補償額の増額請求の訴え・訴えにおける国の被告〕までの規定を準用する。

(文化庁長官による発掘の施行)

第 98 条 文化庁長官は歴史上又は学術上の価値が特に高く、かつ、その調査が技術的に困難なため国において調査する必要があると認められる埋蔵文化財については、その調査のため土地の発掘を施行することができる。

- 2 前項の規定により発掘を施行しようとするときは、文化庁長官は、あらかじめ、当該土地の所有者及び権原に基づく占有者に対し、発掘の目的、方法、着手の時期その他必要と認める事項を記載した令書を交付しなければならない。
- 3 第 1 項の場合には、第 39 条〔文化庁長官による国宝の修理等の施行の責任者・管理等の拒否等の禁止〕（同条第 3 項において準用する第 32 条の 2 第 5 項〔管理又は管理のため必要な措置を拒み、妨げ又は忌避することの禁止〕の規定を含む。）及び第 41 条〔国の損失補償及び増額請求の訴え〕の規定を準用する。

（地方公共団体による発掘の施行）

- 第 99 条** 地方公共団体は、文化庁長官が第 98 条第 1 項〔文化庁長官による埋蔵文化財の発掘の施行〕の規定により発掘を施行するものを除き、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施行することができる。
- 2 前項の規定により発掘を施行しようとする場合において、その発掘を施行しようとする土地が国の所有に属し、又は国の機関の占有するものであるときは、教育委員会は、あらかじめ、発掘の目的、方法、着手の時期その他必要と認められる事項につき、関係各省各庁の長その他の国の機関と協議しなければならない。
 - 3 地方公共団体は、第 1 項の発掘に関し、事業者に対して協力を求めることができる。
 - 4 文化庁長官は、地方公共団体に対し、第 1 項の発掘に関し必要な指導及び助言をすることができる。
 - 5 国は、地方公共団体に対し、第 1 項の発掘に要する経費の一部を補助することができる。

（返還又は通知等）

- 第 100 条** 第 98 条第 1 項の規定による発掘により文化財を発見した場合において、文化庁長官は、当該文化財の所有者が判明しているときはこれを所有者に返還し、所有者が判明しないときは、遺失物法(明治 32 年法律第 87 号)第 13 条〔埋蔵物〕で準用する同法第 1 条第 1 項〔遺失物拾得者の処置〕の規定にかかわらず、警察署長にその旨を通知することをもつて足りる。
- 2 前項の規定は、前条第 1 項の規定による発掘により都道府県又は地方自治法（昭和 32 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市若しくは同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市（以下「指定都市等」という。）の教育委員会が文化財を発見した場合における当該教育委員会について準用する
 - 3 第 1 項の通知を受けたときは、警察署長は、直ちに当該文化財につき遺失物法第 13 条で準用する同法第 1 条第 2 項〔遺失物についての警察官署の処置〕の規定による公告をしなければならない。

第7章 罰則

(刑罰)

第 196 条 史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、き損し、又は衰亡するに至らしめた者は、5 年以下の懲役若しくは禁錮又は 30 万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する者が当該史跡名勝天然記念物の所有者であるときは、2 年以下の懲役若しくは禁錮又は 20 万円以下の罰金若しくは科料に処する。

第 197 条 次の各号のいずれかに該当する者は、20 万円以下の罰金に処する。

- 1 第 43 条〔現状変更等の制限〕又は第 125 条〔現状変更等の制限及び原状回復の命令〕の規定に違反して、文化庁長官若しくはその権限の委任を受けた都道府県の教育委員会の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、重要文化財若しくは史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は文化庁長官若しくはその権限の委任を受けた都道府県の教育委員会の現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかった者
- 2 第 96 条第 2 項〔遺跡発見に関する現状変更の停止・禁止命令〕の規定に違反して、文化庁長官の現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止の命令に従わなかった者

第 198 条 次の各号のいずれかに該当する者は、10 万円以下の罰金に処する。

- 2 第 98 条第 3 項〔文化庁長官による発掘の施行の場合についての準用〕(第 101 条第 2 項で準用する場合を含む)で準用する第 39 条第 3 項で準用する第 32 条の 2 第 5 項の規定に違反して、発掘の施行を拒み、又は妨げた者

第 202 条 次の各号の一に該当する者は、10 万円以下の過料に処する。

- 6 第 92 条第 2 項〔埋蔵文化財の発掘禁止・停止若しくは中止命令〕の規定に違反して、文化庁長官又はその権限の委任を受けた都道府県の教育委員会の発掘の禁止、停止又は中止の命令に従わなかった者

第 203 条 次の各号のいずれかに該当する者は、5 万円以下の過料に処する。

- 2 第 31 条第 3 項、第 32 条、第 33 条、第 34 条、第 43 条の 2 第 1 項、第 61 条若しくは第 62 条、第 64 条第 1 項、第 65 条第 1 項、第 73 条、第 81 条第 1 項、第 84 条第 1 項、本文、第 92 条第 1 項〔調査のための発掘に関する届出、指示及び命令〕、第 96 条第 1 項〔遺跡の発見に関する届出、停止命令等〕、第 115 条第 2 項、第 127 条第 1 項、第 136 条又は第 139 条第 1 項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

様式 2 (用紙 日本工業規格 A 4 縦長型)

第 令和 年 月 日 号

東京都教育委員会教育長 殿

住 所 〒
氏名等

②

埋蔵文化財発掘の〔届出・通知〕について

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等のための発掘を実施したいので、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）〔第 93 条第 1 項・第 94 条第 1 項〕、同第 184 条第 1 項及び文化財保護法施行令（昭和 50 年政令第 267 号）第 5 条〔第 1 項・第 2 項〕の規定により、下記の事項について、関係書類を添付し、別記のとおり〔届出・通知〕します。

記

- 1 土木工事等をしようとする土地の所在及び地番
- 2 土木工事等をしようとする土地の面積
- 3 土木工事等をしようとする土地の所有者の氏名又は名称及び住所
- 4 土木工事等をしようとする土地に係る遺跡の種類、員数及び名称並びに現状
- 5 当該土木工事等の目的、計画及び方法の概要
- 6 当該土木工事等の主体となる者（当該土木工事等が請負契約等によりなされるときは、契約の両当事者）の氏名及び住所（法人その他の団体の場合は、その名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地）
- 7 当該土木工事等の施行担当責任者の氏名及び住所
- 8 当該土木工事等の着手の予定時期
- 9 当該土木工事等の終了の予定時期
- 10 その他の参考となるべき事項

【添付書類】

土木工事等をしようとする土地及びその附近の地図並びに当該土木工事等の概要を示す書類及び図面

別 記

法第93条第1項・法第94条第1項

(○で囲むこと)

1 所在地			
2 建築面積	※掘削する面積 ㎡	敷地面積	㎡
3 土地所有者	住 所：		
	氏名等：		
4 遺跡の種類	散布地（包蔵地） 集落跡 貝塚 都城後 官衙跡 城館跡 社寺跡 古墳 横穴墓 その他の墓 生産遺跡 屋敷 その他の遺跡（ ）		
遺跡の名称	（遺跡番号 ）		員数
遺跡の現状	宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他（ ）		
遺跡の時代	旧石器 縄文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世 その他（ ）		
5 工事の目的	道路 鉄道 空港 河川 港湾 ダム 学校建設 集合住宅 個人住宅 分譲住宅 工場 店舗 個人住宅兼工場又は店舗 その他建物（ ） 宅地造成 土地区画整理 公園造成 ゴルフ場 観光開発 ガス・水道・電気等 農業基盤整備事業（農道等含む） その他農業関連事業 土砂採取 その他開発（ ）		
6 工事主体者	住 所：		
	氏名等：		
7 施工責任者	住 所：		
	氏名等：		
8 着手予定時期	年 月 日	9 終了予定時期	年 月 日
10 参考事項			

指 導 事 項	発掘調査 立会調査 慎重工事 試掘・確認調査 その他（ ）
---------	-------------------------------

〔注意事項〕 ①太線内は届出者が記入。 ②指導事項欄は都教育委員会で記入。

③遺跡の種類・現状・時代及び工事の目的欄は、該当項目を○で囲み、該当項目のない場合は（ ）内に記入。

①記 入 例

①

様式 2 (用紙 日本工業規格 A 4 縦長型)

第 令和 年 月 日 号

東京都教育委員会教育長 殿

住 所 〒180-8777

武蔵野市緑町二丁目〇ー〇

氏名等 武蔵野 太郎 (原則として建築主)

印

埋蔵文化財発掘の〔届出〕・通知〕について

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等のための発掘を実施したいので、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）〔第 93 条第 1 項〕第 94 条第 1 項、同第 184 条第 1 項及び文化財保護法施行令（昭和 50 年政令第 267 号）第 5 条〔第 1 項〕〔第 2 項〕の規定により、下記の事項について、関係書類を添付し、別記のとおり〔届出〕・通知〕します。

記

- 1 土木工事等をしようとする土地の所在及び地番
- 2 土木工事等をしようとする土地の面積
- 3 土木工事等をしようとする土地の所有者の氏名又は名称及び住所
- 4 土木工事等をしようとする土地に係る遺跡の種類、員数及び名称並びに現状
- 5 当該土木工事等の目的、計画及び方法の概要
- 6 当該土木工事等の主体となる者（当該土木工事等が請負契約等によりなされるときは、契約の両当事者）の氏名及び住所（法人その他の団体の場合は、その名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地）
- 7 当該土木工事等の施行担当責任者の氏名及び住所
- 8 当該土木工事等の着手の予定時期
- 9 当該土木工事等の終了の予定時期
- 10 その他の参考となるべき事項

【添付書類】

土木工事等をしようとする土地及びその附近の地図並びに当該土木工事等の概要を示す書類及び図面

別記記入例

別記

可能な限り住居表示で記入
※承諾書についても同じ

法第93条第1項 法第94条第1項

(○で囲むこと)

建築面積を記入

散布地（包蔵地）に○

複数名いる場合は

全員の住所

複数名いる場合は

全員の氏名

様式2に記入した

住所・氏名（建築

1 所在地	武蔵野市御殿山1丁目〇—〇		
2 建築面積	㎡	敷地面積	㎡
3 土地所有者	住所：土地所有者の住所 氏名等：土地所有者の氏名		
4 遺跡の種類	散布地（包蔵地） 集落跡 貝塚 都城後 官衙跡 城館跡 社寺跡 古墳 横穴墓 その他の墓 生産遺跡 屋敷 その他の遺跡（ ）		
遺跡の名称	御殿山遺跡	（遺跡番号 No.3）	員数
遺跡の現状	宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他（ ）		
遺跡の時代	旧石器 縄文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世 その他（ ）		
5 工事の目的	道路 鉄道 空港 河川 港湾 ダム 学校建設 集合住宅 個人住宅 分譲住宅 工場 店舗 個人住宅兼工場又は店舗 その他建物（ ） 宅地造成 土地区画整理 公園造成 ゴルフ場 観光開発 ガス・水道・電気等 農業基盤整備事業（農道等含む） その他農業関連事業 土砂採取 その他開発（ ）		
6 工事主体者	住所：申請者住所 氏名等：申請者名		
7 施工責任者	住所：工事事業者住所 氏名等：工事事業者名		
8 着手予定時期	元号（西暦）〇〇年〇〇月〇〇日	9 終了予定時期	元号（西暦）〇〇年〇〇月〇〇日
10 参考事項			

指導事項	発掘調査 立会調査 慎重工事 試掘・確認調査 その他（ ）
------	-------------------------------

〔注意事項〕①太線内は届出者が記入。②指導事項欄は都教育委員会で記入。

③遺跡の種類・現状・時代及び工事の目的欄は、該当項目を○で囲み、該当項目のない場合は（ ）内に記入。

旧石器・縄文に○

該当部分に○もしくは（ ）内記入

工事予定地の現状に○もしくは
（ ）内記入

御殿山遺跡 遺跡No.3
吉祥寺南町一丁目遺跡 遺跡No.4
吉祥寺南町三丁目遺跡 遺跡No.5

別紙

第 号
令和 年 月 日

東京都教育委員会教育長 殿

住 所 〒
氏名等 （土地所有者）

印

承 諾 書

私が所有する下記所在地における事業については、表記届出者が行う事業の実施及び文化財保護法に基づく届出を承知しております。

記

所在遺跡

第 号
令和 年 月 日

東京都教育委員会教育長 殿

住 所 〒
氏名等

印

承 諾 書

私が所有する下記所在地における埋蔵文化財発掘調査について承諾します。

なお、当該発掘調査における出土品については、文化財保護法の趣旨に鑑み、貴職に処置を委ね、権利を放棄します。

記

_____ 所在遺跡

別紙

別紙記入例

第
令和 年 月 号
日

東京都教育委員会教育長 殿

住 所 〒
氏名等 （土地所有者）

㊞

承 諾 書

私が所有する下記所在地における事業については、表記届出者が行う事業の実施及び文化財保護法に基づく届出を承知しております。

記

武蔵野市御殿山 1 ー●ー●

所在遺跡

※可能な限り住居表示でご記入ください

第 令和 年 月 号
令和 年 月 日

武蔵野市教育委員会教育長 殿

住 所 〒
氏名等

印

埋蔵文化財発掘の届出について

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 93 条第 1 項、同第 184 条第 1 項及び文化財保護法施行令（昭和 50 年政令第 267 号）第 5 条〔第 1 項・第 2 項〕の規定により、周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等のための発掘を実施したいので、別紙のとおり届出します。

事務手続き方よろしくお願いします。

記

1 提出書類（正・副各 1 部）

（1）埋蔵文化財発掘の届出について（東京都教育委員会教育長宛）

（2）添付図面（すべて A 4 版）

① 案内図（位置図。事業地の位置のわかる図面）

② 平面図（配置図。敷地内）

③ 断面図（基礎伏図。掘削、盛土・切土がわかる図面）

（3）承諾書

① 届出者が土地所有者以外の場合の承諾書

（東京都教育委員会教育長宛。届出者が土地所有者の場合は必要なし）

2 本紙添付書類（正本 1 部）

（1）承諾書

① 発掘調査の承諾書（武蔵野市教育委員会教育長宛）

第 令和 年 月 号
令和 年 月 日

武蔵野市教育委員会教育長 殿

住 所 〒
氏名等

⑤

承 諾 書

私の所有する下記所在地における埋蔵文化財発掘調査について、承諾します。

記

_____ 所在遺跡

工事概要書

太枠内をご記入ください

該当地 (住居表示)	武蔵野市 丁目 番 号
来庁者連絡先	住所 〒
	会社名
	担当者名
	電話番号
設計者連絡先	住所 〒
	会社名
	担当者名
	電話番号
施工担当者連絡先	住所 〒
	会社名
	担当者名
	電話番号 携帯番号
着工予定日	元号（西暦） 年 月 日
現況	建物有り・更地・その他（ ）
予定構造物	地下・浄化槽・擁壁・地盤改良
基礎構造物	ベタ基礎・布基礎・杭・基礎・その他（ ）
掘削深度	G L mm（設計 GL からではなく、現状の表土面からの深さ）
備考	

受付日

令和 年 月 日

受付者

埋蔵文化財発掘の届出 提出書類チェックシート

提出日 年 月 日

連絡先（会社名）

担当者名

電話番号

申請地の住所

☐	書類は正本・副本２部あるか。※副本は複写でかまいません
☐	書類は全てＡ４サイズか

埋蔵文化財発掘の届出

☐	届出の提出日を記入
☐	申請者の方の「郵便番号・住所・申請者名」の記入、押印（申請者が法人の場合、代表者印）があるか
☐	様式２（①）の本文に、文化財保護法「第９３条第１項」・文化財保護施行令第５条「第２項」・「届出」に○をつけてあるか

別記

☐	所在地の住所を記入 ※可能な限り住居表示番号で記入
☐	面積を記入しているか ※実際に掘削する面積の合計
☐	土地所有者の方の「住所」「氏名」を記入しているか ※複数人いる場合は全員記入
☐	遺跡の種類に○ ※散布地（包蔵地）
☐	遺跡の名称と遺跡番号を記入 ※御殿山遺跡…３ 吉祥寺南町１丁目遺跡…４ 吉祥寺南町３丁目遺跡…５
☐	遺跡の現状（工事を行う前の状況）に○
☐	遺跡の時代に○ ※旧石器 縄文に○
☐	工事の目的に○
☐	工事主体者（施主、費用を負担する方）の「住所」「氏名」を記入
☐	施工責任者（工事現場の責任者の方）の「住所」「氏名」を記入
☐	着手予定時期の記入 ※●月上旬でも可 ※着手予定時期は届出提出日の６０日前か
☐	終了予定時期の記入

添付書類について

☐	案内図 ※住宅地図等を利用し申請地を明示
☐	建物基礎の範囲、規模がわかる平面図があるか
☐	建物基礎の深さがわかる断面図があるか
☐	その他、地盤改良、地下室やガレージ、塀など掘削を伴う工事の平面図・断面図があるか

承諾書について

☐	提出年月日の記入
☐	土地所有者の方の住所・氏名の記入、押印があるか ※複数いる場合は全員分
☐	申請地の住所を記入しているか

委 任 状

令和 年 月 日

武蔵野市教育委員会教育長殿

委任者 住 所

氏 名 印

電話番号

私は、下記の者を代理人と定め、埋蔵文化財発掘の届出に係る申請手続きの
権限を委任します。

記

受任者 住 所

氏 名 印

電話番号

埋蔵文化財保護の手引き

平成 16 年 3 月 発行

令和 7 年 10 月 改訂

編集・発行 武蔵野市教育委員会

武蔵野市立武蔵野ふるさと歴史館

電話 (0422) 53-1811

Fax (0422) 52-1604

E メール rekishikan@city.musashino.lg.jp